

1 富海地区からの要望

富海地区唯一の乳幼児の保育施設である富海保育所は、昭和27年2月5日に国津姫神社境内地の一部を借用し、定員90名で運営を開始しました。昭和48年には定員を135名とし、昭和52年に現在地に移転改築しました。その後、富海地区の人口減に伴い、徐々に定員を減らし、現在は定員45名で運営を行っています。

富海保育所では、地域行事への参加をはじめ、富海小・中学校やボランティアグループ「琴音の風」、老人クラブ「長生会」との交流など、地域に根ざした様々な活動を行っています。その中で特に富海小学校との連携は、富海小学校へ入学する児童にとって重要な取組みとなっています。

しかしながら、保育所の入所要件を充たしていないため、他地域の幼稚園に通園する児童は、同じ富海地区に育ちながら富海保育所の児童のように小学校との交流や地域の諸行事等に参加できないという現状があることから、平成28年9月21日に、富海地域自治会連合会長名で「富海保育所の認定こども園への移行に関する要望書」が提出されました。

要望書の回答では、「認定こども園化は、富海地区の活性化において非常に有効な施策であり、早急に検討する」と回答しています。

【平成28年度に富海地区で開催された議会報告会においても、富海保育所の認定こども園化の要望が行われています。】

2 富海地区の児童数と保育所入所児童数

平成29年4月1日現在の富海地域の未就学児童数（0歳～5歳）は、48名【表1】で、この内3歳から5歳児は28名となっており、28名の児童の内、富海保育所に入所している児童は、17名【表2】となっています。この差の11名の児童は、未就園もしくは他地域の幼稚園等に通園しているものと考えられます。

また、3歳未満児20名の内、富海保育所に入所している児童は、11名となっていることから、9名の児童は、家庭で保育されているか、他地域の保育所等へ入所しているものと考えられます。

【表1】 富海地区の児童数

年齢	男	女	計
0歳	4	1	5
1歳	2	3	5
2歳	6	4	10
3歳	4	9	13
4歳	2	5	7
5歳	5	3	8
計	23	25	48

【表2】 富海保育所の年齢別入所児童数

年齢	入所児童数	富海地区児童数
0歳	6	4
1歳	3	2
2歳	6	5
3歳	9	8
4歳	6	5
5歳	5	4
計	35	28

(H29.4.1現在)

3 認定こども園とは

平成18年に幼保一元化を目的とする「就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる「認定こども園法」が制定されました。

保育所は、保護者の就労等により、日中家庭での保育が出来ないことが入所の要件となっていることから、入所要件を満たしていない児童は、幼稚園に入園してきましたが、この法律の制定により、同一施設において教育と保育を行うことが可能となりました。

認定こども園には、以下の4種類の形態があります。

- ①幼保連携型認定こども園～学校かつ児童福祉施設
- ②幼稚園型認定こども園～学校（幼稚園＋保育所機能）
- ③保育所型認定こども園～児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）
- ④地域裁量型認定こども園～幼稚園機能＋保育所機能

本市においては、平成27年度からスタートした子ども子育て支援新制度のもと、幼稚園5園が②の幼稚園型認定こども園に移行しています。

富海保育所を認定こども園にする場合は、③の保育所型認定こども園となります。

4 保育所型認定こども園の要件

認定こども園法第3条2項において、保育所型認定こども園は、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことと規定されています。学校教育法第23条に掲げられている目標は以下のとおりですが、保育所保育指針においても同等の指針が示されています。

学校教育法

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

また、設置要件として職員は、満3歳以上児の保育にあつては、幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいがいずれかでも可となっています。

(公立保育所の保育士は、ほぼ全員が幼稚園教諭資格も取得していますが、資格更新のための講習を受講していません。)

この他、面積要件等がありますが、富海保育所は、認可保育所であるため、全ての要件をクリアしています。

5 富海保育所の認定子ども園化

富海保育所が認定こども園に移行すれば、要望書に有るように他地域の幼稚園に通園している児童を受け入れることが可能となり、より多くの児童が区内で教育と保育を受けることができるようになります。

また、三世帯同居住宅の建設に伴い、増加すると思われる児童の受け入れ先としても有効であると考えられます。

さらに、富海保育所は、小中一貫教育を行っている富海小・中学校の隣に立地していることから、幼稚園機能を付加することにより公立保育所ならではの幼・保・小・中が連携した教育も可能となり、富海地域の活性化にも繋がるのではないかと考えられます。

認定こども園へ移行するためには、子ども・子育て支援法に基づき、防府市子ども・子育て会議に利用定員等について意見を聞き、県に申請を行い、認定を受ける必要があります。県に問合せを行ったところ、県内には保育所型認定こども園が無いため、初めてのケースとなることから、10月中に認定に向けた協議を行って欲しいとの連絡を受けています。

子育て支援課としては、10月中に県と協議を行い、12月議会において防府市保育所設置条例の改正を行い、その後、園児募集、開設準備を経て、平成30年4月1日より認定こども園へ移行したいと考えています。